

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、合同会社津山さくら発電所と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 市民等の出資による太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の設置及び運営
2. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山県津山市山北805番地に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告の方法によって行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告が出来ない場合は、官報に掲載してする方法により行う。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当社の社員は、全て有限責任社員とし、その氏名及び住所並びに出資の目的及びその金額は、次のとおりである。

岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

有限責任社員 堤宗之 金1000円

岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

有限責任社員 木梨徹朗 金1000円

岡山県津山市山北805番地

有限責任社員 一般社団法人つやま市民協働発電所 金10万円

第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行社員)

第6条 社員堤宗之、木梨徹朗は業務執行社員とし、当会社の業務を執行するものとする。

(代表社員)

第7条 当会社の代表社員は、業務執行社員の互選をもって、これを定める。

2. 前項の規定にかかわらず、当社設立時の代表社員は、堤宗之とする。

第4章 社員の入社及び退社

(入社)

第8条 新たに社員を入社させるには、総社員の同意を要する。

(退社)

第9条 やむを得ない理由があるときは、各社員は、いつでも退社することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第10条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 附 則

(設立時の資本金の額)

第11条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額を金
10万2000円とする。

(定款に定めのない事項)

第12条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定め
るところによる。

平成27年 1月22日

社 員 岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
堤宗之

社 員 岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
木梨徹朗

社 員 岡山県津山市山北805番地
一般社団法人つやま市民協働発電所